

## 学校法人愛知江南学園役員の報酬等の支給の基準

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人愛知江南学園（以下、「本学園」という。）の寄附行為第36条の規定に基づき、役員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、本学園において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、本学園の専任教職員として給与の支給を受ける役員には、支給しない。

- (1) 常勤の役員 報酬、退任慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、賞与（夏期と冬期の2回）
- (3) 退任慰労金の支給は、理事会において決定する。支給する場合は、別表第1に定める額の100分の50を基準報酬額とし、在任期間の年数（端数切捨て）を乗じて得た額の範囲内とする。
- (4) 役員から辞退の申出があるなど正当な理由がある場合は、報酬等は支給しない。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

2 非常勤役員に対する報酬等の額は、別表第2に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬の支給の時期は、毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、繰り上げ）に支給する。

2 非常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 理事会など法人運営のための業務に当たった都度、支給する。
- (2) 賞与 毎年7月及び12月

3 報酬等は、現金により本人に支給する。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する口座に振

り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員に対する旅費は、別表第3に定める場合を除き、別に定める旅費規程による。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 費用については、役員から辞退の申出がある場合は、支給しない。

(公表)

第7条 本学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (常勤の役員の報酬)

| 役 職 名 | 報酬の額         |
|-------|--------------|
| 理事長   | 月額 880,000 円 |

別表第2 (非常勤の役員等の報酬等)

| 職名 | 種別 | 内容               | 金額             | 備考  |
|----|----|------------------|----------------|-----|
| 理事 | 報酬 | 理事会等会議への出席       | 日額 10,000 円    | (※) |
| 〃  | 報酬 | 上記のほか、法人業務のための勤務 | 日額 10,000 円    | (※) |
| 〃  | 賞与 | 夏期、冬期            | 100,000 円 (1回) |     |
| 監事 | 報酬 | 監事監査等への出席        | 日額 10,000 円    | (※) |
| 〃  | 報酬 | 上記のほか、法人業務のための勤務 | 日額 10,000 円    | (※) |
| 〃  | 賞与 | 夏期、冬期            | 100,000 円 (1回) |     |

(※) 複数の業務が同じ日に重なった場合の報酬は、1日分の日額とする。

別表第3

| 用務の種類         | 交通費          |
|---------------|--------------|
| 理事会・評議員会等への出席 | 2,000 円 (定額) |
| 監事監査等への出席     | 2,000 円 (定額) |